

石川県公報

令和 8 年 3 月 9 日 (月曜日)

号 外

(第 17 号)

目 次

- 公安委員会**
○石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

1

公 安 委 員 会

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月九日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第一号

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

石川県警察の組織等に関する規則（昭和四十一年石川県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 奥能登治安対策センターに関する事。

第十四条第七号中「前兆事案」を「脅威事犯」に改め、同条第十号中「第三号」を「第五号」に改める。

第十九条中第八号を削り、第九号を第八号とする。

別表第一大聖寺警察署の部山中交番の項中「山中温泉枯瀬町」を「山中温泉枯淵町」に改める。

附 則

この規則は、令和八年三月二十七日から施行する。

